

最高裁秘書第1090号

令和4年4月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



憲

苦情の申出に係る諮詢について（通知）

3月14日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を開示したことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

実務修習での指導担当裁判官や司法研修所教官から司法修習生に対し、裁判官のやりがいや魅力を伝えるほか、異動希望や負担にはできる限り配慮していくことなどを伝えるように指示した文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（4233）5240（直通）

最高裁秘書第1250号

令和4年4月25日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

実務修習での指導担当裁判官や司法研修所教官から司法修習生に対し、裁判官のやりがいや魅力を伝えるほか、異動希望や負担にはできる限り配慮していくことなどを伝えるように指示した文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和4年3月18日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和4年度（最情）謝問第1号

(2) 謝問日

令和4年4月18日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

最高裁秘書第1251号

令和4年4月25日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和4年度（最情）諮問第1号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和4年4月18日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、最高裁判所事務総局人事局長が特定日に開催された国会の特定の委員会において特定の答弁をしていることから本件対象文書は存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

実務修習での指導担当裁判官や司法研修所教官から司法修習生に対し、裁判官のやりがいや魅力を伝えるほか、異動希望や負担にはできる限り配慮していくことなどを伝えるように指示した文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、3月14日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 実務修習の指導担当裁判官又は司法研修所教官（以下「教官」という。）が司法修習生に対し、申出書記載の事項を含む裁判官の職務内容又は待遇等について何をどのように伝えるかは、個々の指導担当裁判官又は教官の判断に委ねられていることから、これらの点をいかに伝えるべきかを指示する内容の司法行政文書は作成又は取得しておらず、本件開示申出に係る文書は存在しない。

苦情申出人は、最高裁判所事務総局人事局長が特定日に開催された国会の特

定の委員会において「実務修習での指導担当裁判官や司法研修所教官から司法修習生に対し、裁判官のやりがいや魅力を伝えるほか、異動希望や負担にはできる限り配慮していくことなどを伝えてきたところでございます。」と答弁していることから本件対象文書は存在する旨主張するが、同答弁は、その内容について司法行政文書が存在することまで裏付けるものではない。

(2) よって、原判断は相当である。